

令和 7 年度周防大島町総合計画及び総合戦略策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、令和 7 年度周防大島町総合計画及び総合戦略策定支援業務の受託者を特定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 業務名：令和 7 年度 周防大島町総合計画及び総合戦略策定支援業務

(2) 業務の内容：

別紙「令和 7 年度 周防大島町総合計画及び総合戦略策定支援業仕様書」のとおり

(3) 予定履行期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料の上限額：11,990,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※この金額は、見積合わせ時の予定価格となるものではない。

(5) 発注者：周防大島町

3. 担当課 政策企画課

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町小松 126 番地 2

電話番号 0820-74-1007 FAX 番号 0820-74-1015

電子メール seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

4. 受託者選定方針

(1) 受託者の選定方法等

ア 方式：公募型プロポーザル方式

イ 選定審査

周防大島町総合計画及び総合戦略策定支援業務委託事業者選定委員会により行う。

ウ 選定審査方法

企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、別表 1 の基準項目に基づき審査を行う。事業者を求める標準的な評価点数（以下「標準点数」という。）を満点の 60%とし、選定委員の合計点数が最上位かつ標準点数以上の者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）とする。

エ 選定審査結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定の後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し文書で通知するとともに、優先交渉権者の名称を周防大島町ホームページ上で公表する。

5. 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル告示日	6 月 9 日 (月)
参加申込期間	6 月 9 日 (月) ～6 月 18 日 (水)
参加申込に関する質問書締切	6 月 16 日 (月)
資格審査結果通知	6 月 20 日 (金)
企画提案書提出期間	6 月 20 日 (金) ～6 月 30 日 (月)
企画提案書に関する質問書締切	6 月 25 日 (水)
プレゼンテーション実施	7 月上旬 ※予定
選定結果通知	7 月上旬 ※予定

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 令和 7・8 年度周防大島の入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号又は同条第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者(確定したものに限る。)は、この限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員(同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本町若しくは他の地方団体又は国から競争入札に係る指名停止の措置を受けている者でないこと。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書 (様式第 1 号)	原本 1 部
イ 法人概要調書 (様式第 2 号)	原本 1 部、副本 7 部
ウ 業務実績調書 (様式第 3 号)	原本 1 部、副本 7 部
エ 参加資格要件等確認書 (様式第 4 号)	原本 1 部、副本 7 部
オ 業務受託実績の成果物 1 ～ 2 点	原本 1 部

(2) 配布期間等

令和 7 年 6 月 9 日(月)～令和 7 年 6 月 18 日(水)

(土曜日及び日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

上記アからエの提出書類の様式については、周防大島町ホームページ上で提供する。

(3) 提出方法

周防大島町政策企画課に持参又は郵送することとする。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 18 日(水) 午後 5 時 15 分必着

(5) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、周防大島町政策企画課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和 7 年 6 月 20 日(金)に結果を通知する。

8. 質問及び回答

募集要領、仕様書、企画提案書作成等に関する質問は、参加申込みの予定がある者が行うものとし、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出様式

質問書(様式第 5 号)により提出すること。様式については、周防大島町ホームページ上で提供するので参照すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 25 日(水)午後 5 時 15 分まで

ただし、参加申込に関する質問の提出期限は、令和 7 年 6 月 16 日(月)午後 5 時 15 分までとする。

(3) 提出方法

周防大島町政策企画課に電子メール又はFAXのいずれかの方法で提出すること。また、提出時には、別途、電話により受信確認を行うこと。

(4) 回答

電子メールにより随時回答。また、受付を行った質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、周防大島町のホームページにおいて公開する。

ホームページに掲載した回答事項については、本募集要領(仕様書を含む。)と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

9. 企画提案書について

(1) 提出書類

以下に掲げる書類について 8 部(正本 1 部、副本 7 部)を提出すること。なお、企画提案書を除く提出書類の様式については、周防大島町ホームページ上で提供するので参照すること。

ア 業務実施体制(任意様式)

イ 予定技術者の経歴等(任意様式)

ウ 予定技術者の同等又は類似業務経歴(任意様式)

エ 企画提案書(任意様式、A4 判縦 15 枚以内で作成すること。)の提案内容は、下記の事項を含み、できるだけ具体的であること。仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。

(ア) 業務の実施方法

- (イ) 計画策定の視点及びポイント
- (ウ) 現状把握の方法及び課題への反映方法
- (エ) 町民ニーズの把握の方法、計画及び施策への反映方法
- (オ) 貴社の特徴・ノウハウ
- (カ) 業務ごとの貴社と周防大島町の役割分担
- (キ) 作業スケジュール案、フローチャート

オ 参考見積書(様式第6号)

(2) 提出期限

令和7年6月30日(月) 午後5時15分必着

(3) 提出方法

周防大島町政策企画課に持参又は郵送することとする。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて受付期間最終日までに必着とすること。

(4) 作成に当たって

仕様書に示す要求事項に固執することなく、提案者の知識と経験を活用して、留意事項や指摘点を示すなど、本業務が最大限の成果を上げるための提案を行うこと。

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 開催日 令和7年7月上旬※別途通知。

(2) プレゼンテーションの実施者

3人以内の出席とし、実際に業務に携わる者(主担当)が説明を実施すること。

(3) 所要時間 提案説明(プレゼンテーション)15分以内、質疑応答10分程度

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示及び資料の追加は認めない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター、モニター、HDMI ケーブル、電源、延長コードについては備えている。
- ・プレゼンテーションの資料には、参加者を特定することができるよう表示及び表現をしないよう留意すること。
- ・欠席の場合は、辞退とみなす。

11. 契約の締結について

審査結果に基づき決定した優先交渉権者と随意契約交渉を行う。優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。なお、業務委託条件、仕様等は契約段階において若干の修正を行うことがある。また、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるものとするが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。

12. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項などに適合しないもの
- (3) 必要条件を満たさない技術者を配置する予定のもの
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 町が提示した委託料上限額を超える額の参考見積書を提出したもの
- (7) 本プロポーザルに関して担当課以外の関係者と接触を図ったもの
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (9) その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があったもの

1 3. その他

- (1) 提出期限以降、参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加申込書の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第7号)を提出するものとする。なお、この場合、周防大島町が行う他の事業について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は審査以外の目的で参加申込者に無断で使用しない。
- (5) 提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰すものとする。
- (6) 本プロポーザルは最優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (7) 技術提案書類に記載された配置予定の技術者等は、病気、死亡、退職等極めて特別な理由があると認められた場合を除き変更することが出来ない。
- (8) 提案者が1者のみであっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査結果が標準点数を超えなければ、その者を最優先交渉権者として特定しない。
- (9) このプロポーザル手続において、周防大島町が配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (10) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- (11) 参加の申込み、企画提案書の提出及びプレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加申込者の負担とする。
- (12) 審査内容は非公開とする。また審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。